

静岡県公立大学法人 eduroam サービス利用ガイドライン

令和6年(2024年)4月1日版

1 はじめに

(1) 目的

本ガイドラインは、静岡県公立大学法人(以下「本法人」という。)における eduroam サービス(以下「本サービス」といいます。)の利用に関する指針を記載しています。

(2) 定義

本ガイドラインにおける用語の定義は、以下のとおりです。

- ①「eduroam」とは、初等、中等及び高等教育機関や研究機関の間でキャンパス無線 LAN の相互利用を実現する、国際的なネットワークローミング利用の仕組みのことをいいます。
- ②「本学」とは、静岡県公立大学法人が設置する静岡県立大学及び静岡県立大学短期大学部のことをいいます。
- ③「本法人 eduroam ネットワーク」とは、学外者が参加する会議やセミナー等を主催するなど、学外者にインターネット接続環境を提供する場合に用いるため、本法人が敷設した本サービス専用のネットワークのことをいいます。
- ④「他機関 eduroam ネットワーク」とは、本法人以外の eduroam 参加機関が敷設した本サービス用ネットワークのことをいいます。
- ⑤「本学利用者」とは、本学の教授、准教授、講師、助教、特任教員及び事務職員(非常勤職員及び臨時職員は除きます。)(以下「常勤教員等」といいます。)並びにその他静岡県立大学情報センター長が認めた者をいいます。
- ⑥「他機関利用者」とは、本法人以外の eduroam 参加機関が本サービスの利用を認めた者をいいます。
- ⑦「本法人用 eduroam アカウント」とは、本学利用者が本サービスを利用する為に、本法人が認証連携 ID サービスで発行したアカウントのことをいいます。

(3) 本ガイドラインの対象

本ガイドラインは、以下の場合を対象とします。

- ①本学利用者が本法人 eduroam ネットワーク又は他機関 eduroam ネットワークを利用する場合
- ②他機関利用者が本法人 eduroam ネットワークを利用する場合

(4) 本ガイドラインの構成

本ガイドラインの構成は、以下のとおりです。

①利用に関する事項

本学利用者及び他機関利用者(以下「eduroam 利用者」といいます。)が、遵守すべき事項や本法人用 eduroam アカウントの発行申請等について記載しています。

②サービスに関する事項

本法人の eduroam アカウントの有効期間、緊急時対応、本法人が利用を停止する場合等について記載しています。

③その他事項

本ガイドラインの変更、サービス内容の変更等について記載しています。

④付録

本学利用者が本法人用 eduroam アカウントの発行等を申請する場合の様式を記載しています。

2 利用に関するガイドライン

(1) 遵守事項

- ①eduroam 利用者は、本ガイドラインに記載する事項や、各機関の本サービスの規定及び国立情報学研究所(NII)が規定する認証連携 ID サービス利用規約を遵守してください。
- ②eduroam 利用者は、各自の責任において本サービスを利用する端末にウイルス対策ソフトを導入し、また、基本/応用ソフトウェアにパッチを適応し、端末の情報セキュリティを最新の状態に保ってください。
- ③eduroam 利用者は、本サービスを教育研究用の目的に限定して利用するものとし、及び、次の行為を行わないでください。
 - ・ 営利活動、政治的活動及び宗教的活動
 - ・ 著作権商標権等の知的財産権を侵害する、又は侵害するおそれのある行為
 - ・ 特定の個人、団体等の誹謗中傷並びに人格及び名誉の侵害
 - ・ 他者になりすまして利用する行為
 - ・ 不正アクセス等のサイバー攻撃とみなされるおそれがある行為
 - ・ ウイルス等の有害なコンピュータプログラム等を頒布する、又は頒布につながるおそれのある行為
 - ・ ファイル交換ソフトの利用等、情報漏洩につながるおそれのある行為
 - ・ 本サービスの運営に支障を与える、又は与えるおそれのある行為
 - ・ 公序良俗及び各種法令に反する行為
 - ・ その他、本法人が本サービス利用上不適切であると判断する行為

(2) 本法人用 eduroam アカウントの発行申請等

- ①本学利用者は、本サービスを利用する場合、本ガイドライン付録に示す「静岡県公立大学法人 eduroam アカウント発行等申請書（以下「申請書」といいます。）」を静岡県立大学情報センター長に提出し、本法人用 eduroam アカウントの発行を受けることで、本サービスを利用することができます。
- ②常勤教員等ではない本学利用者（以下「本学特殊利用者」といいます。）が本サービスを利用する場合は、常勤教員等が本学特殊利用者の管理者（以下「管理教員等」という。）となり、管理教員等が申請書を提出してください。
- ③本学利用者は、以下の場合は、その内容を記載した申請書を静岡県立大学情報センター長に提出してください。ただし、当該本学利用者が本学特殊利用者の場合は、管理教員等が申請書を提出してください。
 - ・ 本法人用 eduroam アカウントの利用を中止する場合
 - ・ 本学を離籍する等により本学利用者ではなくなる場合
 - ・ 本法人用 eduroam アカウント発行申請時の内容に変更があった場合

(3) 本学利用者における本サービス利用上の遵守事項

- ①本学利用者は、発行された本法人用 eduroam アカウントを適正に管理し、利用してください。
- ②管理教員等は、本サービスの利用に関し、本学特殊利用者が負うべき責任を共同で負い、本学特殊利用者に本ガイドラインを遵守させてください。

- ③本学利用者は、当該本学利用者の本サービス利用により、インシデントその他の不測の事態が発生したと本法人が想定する場合には、本法人の原因調査等に協力してください。なお、当該本学利用者が本学特殊利用者である場合は、本法人が要望した際には、管理教員等が本学特殊利用者への連絡、指示等を行ってください。

3 サービスに関するガイドライン

(1) アカウント有効期間

本法人用 eduroam アカウントは、年度単位で発行します。

(2) 緊急時対応

本法人は、本サービスに現にシステム障害及び情報セキュリティ障害が生じている場合又はそれらが生じる蓋然性が高いと認められる場合は、緊急措置として eduroam 利用者に事前の通知することなく以下の措置をとる場合があります。

- ①本サービスの停止
- ②通信の遮断
- ③その他システム障害及び情報セキュリティ障害から回復し、又はそれらの発生を防止するための措置

(3) 利用の停止

本法人は、以下の事項に該当する場合は、事前の通知なく、ただちに当該 eduroam 利用者の本サービスの利用を停止する場合があります。

- ①eduroam 利用者が、本ガイドラインから逸脱して本サービスを利用した場合
- ②本学利用者が、本学を離籍した場合
- ③その他本法人が、本サービスの利用を停止すべきと判断した場合

(4) 情報周知

本法人は、具体的な利用方法、注意事項、メンテナンス、障害に関する情報等、本サービスに関連する情報を静岡県立大学学内情報ポータルサイトに掲載します。eduroam 利用者は、本サービスの具体的な利用方法、注意事項等について、静岡県立大学学内情報ポータルサイトに掲載されている内容を遵守してください。

4 その他

(1) 本ガイドラインの変更

本ガイドラインは、eduroam 利用者の了解を得ることなく変更します。この場合において、本サービスの遵守事項は、変更後の本ガイドラインによるものとします。このため、eduroam 利用者は、本サービスを利用するに当たっては、その都度、本ガイドラインの内容を確認してください。

(2) 本サービス内容の変更

本法人は、理由の如何を問わず、eduroam 利用者に事前に通知すること無く、必要に応じ本サービスの内容の一部を変更する場合があります。

